令和４年度末　鉄軌道駅における転落防止設備および視覚障害者誘導用ブロック設置状況について

令和5年3月31日現在

事業者名	総駅数	平均利用者数が3千人/日以上の駅数 A	平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 B	公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号から第8号に適合している転落防止のための設備を設置している駅数※1			公共交通移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅数※2		
					うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 C	平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%) (C/B)*100		うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 E	平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%)※3 (E/B)*100
JR東日本	668	423	426	555	420	98.6%	200	152	35.7%
JR東海	38	5	5	13	5	100.0%	12	1	20.0%
JR旅客会社2社　小計	706	428	431	568	425	98.6%	212	153	35.5%
東武鉄道	201	126	130	110	92	70.8%	85	72	55.4%
西武鉄道	91	80	80	84	77	96.3%	32	26	32.5%
京成電鉄	65	58	58	65	58	100.0%	64	57	98.3%
京王電鉄	69	68	68	63	62	91.2%	48	48	70.6%
小田急電鉄	70	70	70	38	38	54.3%	42	42	60.0%
東急電鉄	88	87	87	86	86	98.9%	25	25	28.7%
京浜急行電鉄	72	72	72	32	32	44.4%	24	24	33.3%
相模鉄道	27	26	26	26	26	100.0%	14	14	53.8%
大手民鉄8社　小計	683	587	591	504	471	79.7%	334	308	52.1%
東京都交通局	94	94	94	92	92	97.9%	3	3	3.2%
東京地下鉄	139	139	139	139	139	100.0%	74	74	53.2%
横浜市交通局	40	40	40	40	40	100.0%	8	8	20.0%
地下鉄3社局　小計	273	273	273	271	271	99.3%	85	85	31.1%
JR、大手民鉄、地下鉄　小計	1,662	1,288	1,295	1,343	1,167	90.1%	631	546	42.2%
中小民鉄、路面電車等　小計	532	220	222	308	199	89.6%	246	147	66.2%
鉄軌道全体　合計	2,194	1,508	1,517	1,651	1,366	90.0%	877	693	45.7%
（参考）令和3年度末の数値	2,191	1,475	1,482	1,612	1,311	88.5%	833	631	42.6%

※1.「公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号から第8号に適合している転落防止設備の設置駅」とは、ホームドア、内方線付き点状ブロック（JIS　T9251に適合しているものに限る）その他視覚障害者の転落を防止するための設備、線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けている駅をいう。

※2.「公共交通移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅」とは、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路や、便所の出入口との経路等において視覚障害者誘導用ブロック（JIS　T9251に適合しているものに限る）等を設けている駅をいう。

※3.「公共交通移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅数」のうち「平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%)」とは令和2年に施行された公共交通移動等円滑化基準への適合状況（JIS　T9251に適合）を示している。

注）1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に 新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅 と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注）2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。